

平成31年度税制改正に関する要請書
【平成30年11月】

福島県町村会
会長 遠藤 栄作

平成31年度税制改正に関する要請

町村にとって地方税は地方自治の基礎をなす重要な税源であり、町村が自主性及び自立性を発揮して、地方創生等を推進するとともに、地域の実情に応じた様々な行政サービスを実施していくためには、偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築や地方交付税の安定的確保等により、地方の自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠であります。

よって、平成31年度税制改正にあたっては、次の事項の実現が図られるよう強く要請いたします。

1. 町村税源の充実強化

地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を実質的に担保するものであることに鑑み、その充実を図ること。

- ① 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。
- ② 地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。

2. 地方法人課税における偏在是正の措置

平成30年度与党税制改正大綱に基づき、税源の偏在度が特に高い地方法人課税について、新たな偏在是正措置を講じること。その際、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等を踏まえるとともに、町村の行政サービスの低下を招かないよう留意すること。

3. 消費税率引上げの確実な実施及び軽減税率相当額の恒久財源確保

平成31年10月に予定されている消費税率10%への引上げについては、幼児教育の無償化をはじめ、その財源を活用した施策の実施が見込まれていることを踏まえ、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化を両立するため、確実に行うこと。

また、消費税率10%時における軽減税率の導入にあたっては、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、軽減税率相当額について、安定的な恒久財源を確保すること。

4. 車体課税の安定的確保

道路・橋梁等の更新・老朽化対策や防災・減災事業を確実に実施していくためには、社会インフラ財源の確保が極めて重要であるので、車体課税の安定的確保を図るため、次の事項について配慮すること。

- ① 自動車の保有に係る税負担に関する総合的な検討を行う場合は、安定的な財源の確保等に配慮するとともに、車体課税に減収を及ぼさず、町村財政に影響を来さないことを前提とすること。
- ② 自動車重量税及び自動車取得税のエコカー減税に関し、適用期限到来後の見直しを行う場合は、町村財政に影響を及ぼさないようにすること。
- ③ 環境性能割の導入にあたっては、技術開発の動向や町村財政への影響等を踏まえ、税率区分の見直しを行うこと。
- ④ 軽自動車税のグリーン化特例に関し、適用期限到来後及び環境性能割導入以後の見直しを行う場合は、税収の確保に十分留意すること。

5. ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付され、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村において極めて貴重な財源である。

また、所在市町村では、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、農薬・水質調査等の環境対策、消防・救急など、特有の行政需要に対応しており、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっている。

よって、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はありえないことから、引き続き現行制度を堅持すること。

※ ゴルフ場利用税交付金実績額の平成24年度～平成29年度までの推移（市町村別）は4頁のとおり

6. 固定資産税の安定的確保について

固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、税収が安定的に確保できるようにすること。

特に、土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税については、町村財政を支える安定した基幹税であるので、現行制度を堅持すること。

なお、平成30年度において「生産性革命」の一環として減税の特例措置が創設されたが、国の経済対策等の手段として対象範囲の拡大などを行わないようにするとともに、本特例制度は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

※ 平成29年度市町村税収に占める固定資産税（償却資産課税）の割合は5頁のとおり

7. 森林環境税（仮称）等関連法案の確実な成立

森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）については、「平成30年度税制改正大綱」において、「平成31年度税制改正において創設する」と明記されたことから、次期通常国会において関連法案を確実に成立させること。

また、新税に係る財政需要を確実に地方財政計画に上乗せして計上すること。

8. 入湯税の堅持

入湯税は、環境衛生施設や消防施設の整備及び観光振興等に資する貴重な財源となっているので、現行制度を堅持すること。

9. 平成31年度3月末日をもって期限切れとなる条件不利地域における 国税の特例制度の延長

- ① 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却制度について、適用期間を延長すること。
- ② 山村地域における事業用設備等に係る割増償却制度について、適用期間を延長すること。